

2019年4月5日 全13頁

# 「激変 地銀のビジネス環境」 - No.3

# 地域の中で高齢富裕層はどこにいるのか

高齢富裕層の地域別分布の推計

金融調査部 研究員 森 駿介

#### [要約]

- 市町村単位で地域の中の高齢富裕層の分布を可能な限り知りたいという地域金融機関からのニーズは高い。
- このニーズに応えるため、本稿では相続税の基礎控除額の引き下げ前後の相続税の税務 統計を用いて、税務署単位で高齢富裕層の地域別分布を把握することを試みている。本 稿では、特徴的であった近畿地方と北陸地方を取り上げた。

#### 高齢富裕層の地域別分布を探る意義

高齢化による「多死社会」に直面しつつある日本において、相続発生件数や発生額のさらなる拡大が予想される。地域金融機関にとってはそれを脅威とも機会とも捉えることができるだろう。脅威の観点で言うと、多くの地域金融機関は、相続の発生を機に地域に住む親世代から都市に住む子世代へ資産が相続される過程で他の金融機関や域外へ資産が流出することを懸念している。一方で、相続関連商品・サービスに対する需要が高まることも予想されており、地域金融機関にとっては機会と考えることもできるだろう。実際、近年は信託業務へ参入する地域金融機関も少なくない。

地域金融機関が相続資産の域外流出を抑制しつつ、各種金融サービスの需要を取り込むためには、営業エリア内における高齢富裕層の地域分布の把握が重要だと考えられる。そこで、本稿では、相続税の税務統計を用いて、高齢富裕層の地域別分布の推計を行う。具体的には、相続税の課税対象となる被相続人を「高齢富裕層」と定義1して、地域別で見た高齢富裕層の分布の把握を試みる。

.

<sup>1</sup> この点は、宮本 (2007) を参考にしている。

#### 高齢富裕層をどのように捉えるか

最初に、時系列でみた課税対象被相続人数を確認すると、2014年までは5万人程度でほぼ横ばいで推移していたが、2015年以降は10万人超の水準となっている。2015年に課税対象被相続人数が約2倍となった理由は、相続税の税制改正である。平成25年度税制改正に伴い、2015年1月以後に発生した相続における相続税の基礎控除額は「5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)」から「3,000万円+(600万円×法定相続人の数)」に引き下げられた。これにより、被相続人数全体に占める課税対象被相続人数の割合を示す「課税割合」も、2014年(4.4%)から2015年(8.0%)にかけて大きく上昇している(図表1)。

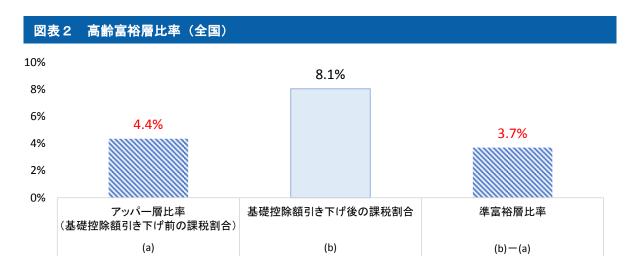


(注) 課税割合は、被相続人(死亡者数)に占める課税対象被相続人の比率である。 (出所) 国税庁より大和総研作成

本稿では、相続税の基礎控除額引き下げに伴う課税対象被相続人数および課税割合の「変化」を用いて、高齢富裕層の分布を推計する。ここでは、相続税の基礎控除額の引き下げ前にも課税対象となる水準以上の資産を保有する層を「アッパー層」、基礎控除額の引き下げ後に初めて課税対象となる程度の資産を保有する層を「準富裕層」と定義する。また、両者を「高齢富裕層」と呼ぶことにする。

具体的には、アッパー層を 2013 年と 2014 年の 2 年間の課税対象被相続人数の平均値で推計し、2 年間の課税割合の(加重)平均を「アッパー層比率」とする。このように算出されるアッパー層比率は、2015 年以降も変化しないとここでは仮定する。次に、準富裕層が被相続人数(死亡者数)全体に占める割合を示す「準富裕層比率」は、2015 年と 2016 年の 2 年間の課税割合の(加重)平均から、「アッパー層比率」を除いたものとする。相続税の税務統計から確認できる課税割合と課税対象被相続人数を用いて、全国単位で見た高齢富裕層比率を推計すると、「アッパー層比率」は 4.4%となり、「準富裕層比率」は 3.7%(〈8.1%-4.4%〉で算出)となる(図表 2)。





(注)「アッパー層比率」(a) は、2013 年と 2014 年の課税割合の加重平均。「基礎控除額引き下げ後の課税割合」(b) は、2015 年と 2016 年の課税割合の加重平均。「準富裕層比率」は(b) から(a) を差し引くことで推計。 (出所) 国税庁より大和総研作成

#### 都道府県別で見た高齢富裕層の分布

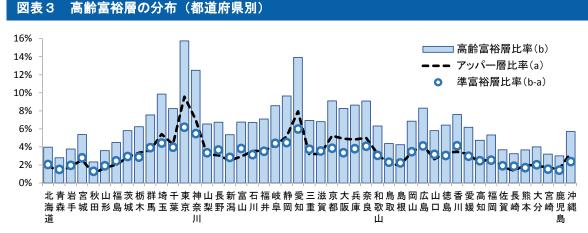
ここまで見てきた高齢富裕層の分布を都道府県別に推計したものが、図表3である。まず、アッパー層比率であるが、三大都市圏<sup>2</sup>で高くなっている。この中でも、東京都・愛知県・神奈川県が8~10%程度で突出している。また、三大都市圏以外では、広島県、群馬県、福井県、石川県、香川県が相対的に高い水準となっている。また、沖縄県は、総務省「全国消費実態調査」(2014年)で見た貯蓄現在高(平均)が532万円と47都道府県中で最も低い水準(全国平均の30%程度)であるものの、アッパー層比率は九州・沖縄地方の中で最も高い水準となっている。

多くの都道府県の準富裕層比率は、アッパー層比率と同程度の水準にある。一方で、三大都市圏の多くの都府県の準富裕層比率は、アッパー層比率より低い水準となっている。例えば、近畿地方のうち京都府・大阪府・兵庫県のアッパー層比率は5%前後であるが、準富裕層比率は3%台にとどまっている。これらの都府県は、相続税の基礎控除額引き下げ以前に課税対象となった被相続人の割合が相対的に高いことから、アッパー層に高齢層の資産分布が偏った特徴を有していると推測することができる。また、近畿地方については、上記3府県よりも奈良県(4.1%)の準富裕層比率が高くなっていることも特徴と言えるだろう。

三大都市圏以外の地方圏では、富山県や香川県の準富裕層比率がそれぞれ 4.0%前後と比較的高い水準となっている。両県とも、アッパー層比率に比べて準富裕層比率が高く、近隣の他県と異なる資産分布を有すると思われる県もある。特に、富山県は 2015 年の相続税の基礎控除額引き下げ前後での課税対象被相続人数の増加率が最も高い県であり、相続関連商品の潜在的な需要が最も高まった県ととらえることもできる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 本稿では、「三大都市圏」を首都圏(東京・埼玉・千葉・神奈川)、名古屋圏(愛知・岐阜・三重・静岡)、関西圏(滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)と定義し、それ以外の地域を「地方圏」と呼ぶことにする。





(注)「アッパー層比率」(a) は、2013 年と 2014 年の課税割合の加重平均。「基礎控除額引き下げ後の課税割合」(b) は、2015 年と 2016 年の課税割合の加重平均。「準富裕層比率」は(b) から(a) を差し引くことで推計。 (出所) 各国税局、厚生労働省より大和総研作成

#### 地域別で見た高齢富裕層の分布

以下では、税務署単位で見た地域別の高齢富裕層の分布の推計を行う。各国税局では、税務署単位の課税対象被相続人数が公表されている。これと、厚生労働省「人口動態調査」による自治体別の被相続人数(死亡者数)を突き合わせて、高齢富裕層の分布を推計していく。ただし、いくつかの税務署は市区町村の一部を他の税務署と分け合って管轄しており、管轄区域の死亡者数が把握できない。その場合は、分割管理している税務署ごとの課税対象被相続人数を合算する処理を行っている。以下、三大都市圏のうち近畿地方と、地方圏のうち北陸地方を取りあげる。なお、他の地方については、紙幅の制約から、参考資料として本稿の末尾に掲載している。

#### <三大都市圏の例:近畿地方>

都道府県単位で見ると、近畿地方は高齢富裕層比率が高い順に、奈良県・京都府・兵庫県・大阪府・滋賀県・和歌山県となっている。しかし、以下のように税務署単位で見ると、近畿地方の高齢富裕層の分布は大阪府を中心に分散が大きいことが分かる。まず、アッパー層比率については、最も高い地域は大阪府の中央区(大阪市)となっている。ほかにも芦屋、左京、天王寺、阿倍野、西宮といった地域でアッパー層比率が高くなっている(図表 4)。一方で、奈良県は高齢富裕層比率が近畿地方の中で京都府に次いで高い県にもかかわらず、税務署別で見ると、最も高い奈良(税務署)のアッパー層比率は先に挙げた地域と比べて高くない。

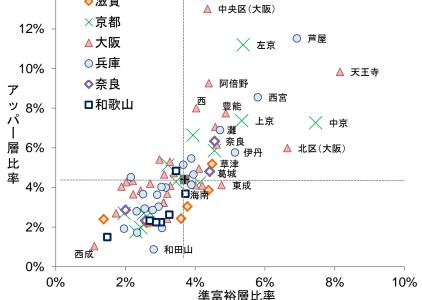
次に、準富裕層比率について見ると、大阪府の中央区(大阪市)は4%強となっており、全国 平均よりやや高い水準にとどまっていることが分かる。中央区では、資産額階級別の高齢世帯 において保有資産額が極めて大きい層に分布が偏っていると解釈できるだろう。他方、同じ大 阪府では、アッパー層比率で中央区に劣後していた天王寺や北区(大阪市)で準富裕層比率が 高くなっている。このような地域は、税制改正後に新たに課税対象になった高齢世帯が多いこ



とを意味している。相続税の基礎控除額引き下げ後に相続関連商品に対する潜在需要がより大 きくなった地域と捉えることもできるだろう。

京都府においても、大阪府の中央区(大阪市)・天王寺と類似した関係が左京・中京で見受け られる。左京のアッパー層比率が 11%強と高い一方、準富裕層比率は中京に比べて 2%pt 程度 低い水準となっている。兵庫県については、アッパー層比率・準富裕層比率が最も高い地域、 次に高い地域がそれぞれ芦屋・西宮となっている。大阪府や京都府のように県庁所在地が含ま れる税務署管轄地域で高齢富裕層比率が都道府県内で最も高い例が多い中、兵庫県の県庁所在 地である神戸市内の地域がこれらの地域に劣後しているのが、同県の高齢富裕層の分布の特徴 と言えるかもしれない。

#### 14% ◇滋賀 △ 中央区(大阪) ×京都 12% 芦屋 △大阪 × 左京 ○兵庫 10% ▲ 天王寺 ♦奈良 △ 阿倍野 ァ ○ 西宮 □和歌山 w 8% パ ─ 中京 🄷 灘 奈良



(注1)「アッパー層比率」は、相続税の基礎控除額の引き下げ前にも課税対象となる水準以上の資産を保有する層の比率を 表す。「準富裕層比率」は、基礎控除額の引き下げ後に初めて課税対象となる程度の資産を保有する層の比率を表す。 (注2)破線は全国平均。

(出所) 大阪国税局、厚生労働省より大和総研作成

高齢富裕層比率(近畿地方)

図表4

高齢富裕層の分布の分散という観点で見ると、大阪府についてはアッパー層比率・準富裕層 比率が近畿地方で最も高い地域をそれぞれ抱える一方で、両比率の合計である高齢富裕層比率 が最も低い地域も大阪府内の地域である。大阪府は、高齢富裕層の分布における格差が大きい と推測できるだろう。翻って、奈良県については、大阪府・京都府・兵庫県に比べて高齢富裕 層の分布の分散が小さい。また、県全体の課税対象被相続人数の過半数が、高齢富裕層比率の 高い奈良(税務署)に集中している。これらの要因が、奈良県全体の高齢富裕層比率が高い背 景にあると思われる。



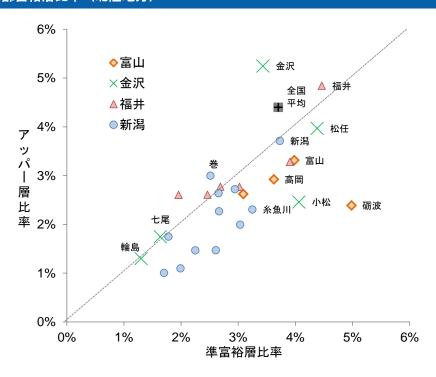
#### <地方圏の例:北陸地方>

北陸地方でアッパー層比率が全国平均よりも高い水準である地域は、金沢(税務署)や福井 (税務署)といった、それぞれの県の県庁所在地が含まれる地域である(図表 5)。富山県・新 潟県の県庁所在地である富山(税務署)や新潟(税務署)は全国平均よりは相対的に低い。

一方で、準富裕層比率については、富山県内の砺波が北陸地方で最も高い地域となっている。 砺波については、アッパー層比率は2%台前半と相対的に低い中、準富裕層比率は三大都市圏以 外の地方圏で2番目に高い地域である<sup>3</sup>。先に見た大阪府の北区同様、砺波は相続関連商品への 潜在需要がより高まった地域と考えられる。さらに、富山県については、県下のすべての地域 の準富裕層比率がアッパー層比率を上回っており、地域間のばらつきも相対的に小さい特徴を 有することが分かる。

石川県についてはアッパー層比率が県内で最も高かった金沢(税務署)よりも松任、小松といった地域で準富裕層比率がより高くなっていることが特徴と言える。さらに、石川県南部(金沢、松任、小松)に比べて、輪島・七尾といった北部は高齢富裕層比率が低い水準となっており、高齢富裕層の分布の分散が大きいことが県内の地域特性と言えよう。

#### 図表5 高齢富裕層比率(北陸地方)



(注1)「アッパー層比率」は、相続税の基礎控除額の引き下げ前にも課税対象となる水準以上の資産を保有する層の比率を表す。「準富裕層比率」は、基礎控除額の引き下げ後に初めて課税対象となる程度の資産を保有する層の比率を表す。 (注2)破線は45度線。

(出所) 金沢国税局、関東信越国税局、厚生労働省より大和総研作成

<sup>3</sup> 地方圏で準富裕層比率が最も高い地域は広島県内の地域である。



.

#### 「顧客起点の金融サービス」は「顧客」を理解することから

日本は高齢化の進行とともに「多死社会」に近づいていると言われている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2015年に約130万人だった年間の死亡者数は、団塊世代が80歳代後半となる2030年代には約160万人まで増加すると見込まれている。「多死社会」に直面しつつある日本において、相続発生件数や発生額は今後拡大していくことが予想される(森・土屋(2017))。

また、内野ほか (2019) によれば、高齢世帯の遺産動機もにわかに高まっており、これは相続発生額の増加に拍車をかける要因になりうる。金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査]」における、「金融資産(貯蓄)保有目的」の回答を見ると、「遺産として子孫に残す」と答えたものの割合が 2007 年から 2017 年にかけて上昇している。具体的には、2017 年において、60 歳代、70 歳以上の回答割合はそれぞれ 8.9%、9.8%となっており、水準自体は他の項目に比べて低いものの、2007 年からそれぞれ 5.0%pt、2.6%pt 上昇している(図表6)。このことから、遺産動機が強くなっていることが示唆されるだろう。

遺産動機が高い高齢世帯は、保有する資産を自分が使い切るのではなく、子世代に残そうとする誘因が働くだろう。そうなると、相続発生額も相続発生件数の増加による要因以上に大きくなる可能性がある。遺産動機の変化が見られる中で、金融機関には、資産の円滑な世代間移転を促す金融商品・サービスが求められる。

さらに、同世論調査の「金融資産(貯蓄)保有目的」の質問項目を見ると、2007年においては、60歳代・70歳以上世帯ともに「病気や不時の災害への備え」と回答した割合がいずれも8割弱と最も高かった。しかし、2017年にかけて、「病気や不時の災害への備え」への回答は大きく低下し、最も回答の割合が高い項目はいずれの年代も「老後の生活資金」に取って代わっている(図表6・再掲)。特に、70歳以上世帯で、同項目への回答が、2007年から2017年にかけて5%pt程度上昇している。長寿化の進展や社会保障制度の持続性に対する不安の高まりを背景に、高齢世帯においても、「老後の生活資金」の確保が重要になってきていると思われる。

このような高齢世帯の変化を背景に、金融庁(2018)が指摘するような「業者」起点の商品提供から、「顧客」起点のサービス提供が金融機関には今後求められる。その際には、「顧客」の変化やニーズ等について知ることが重要になるだろう。本稿では、「顧客」について理解する観点の一つとして高齢富裕層の分布の推計を行った。これに加えて、他のさまざまな観点からも顧客に対する理解を深めることを通じた「顧客」起点のサービス提供の深化が期待される。



#### 図表 6 金融資産(貯蓄)保有目的(%、%pt)

	60歳代			70歳以上		
	2007年	2017年	変化	2007年	2017年	変化
病気や不時の災害への備え	78.3	61.6	-16.7	77.9	71.5	-6. 4
こどもの教育資金	2.4	2.5	0. 1	4.7	2.0	-2. 7
こどもの結婚資金	8.0	5.1	-2. 9	1.8	1.8	0.0
住宅の取得または増改築などの資金	8.8	10.1	1.3	6.3	6.2	-0.1
老後の生活資金	75.5	73.1	-2.4	67.4	72.6	5. 2
耐久消費財の購入資金	9.1	10.4	1. 3	7.6	8.4	0.8
旅行、レジャーの資金	15.8	10.2	-5. 6	7.2	10.4	3. 2
納税資金	7.8	7.5	-0.3	9.1	8.3	-0.8
遺産として子孫に残す	3.9	8.9	5. 0	7.2	9.8	2. 6
特に目的はないが、貯蓄していれば安心	29.5	21.2	-8.3	29.2	23.4	-5.8
その他	5.0	10.3	5. 3	7.8	9.9	2. 1

(注)二人以上世帯。複数回答可。

(出所) 金融広報中央委員会より大和総研作成

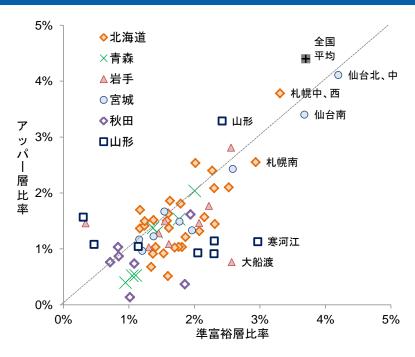
#### 参考文献

- 内野逸勢・矢作大祐・森駿介・中村文香(2019)「大きく変わる次世代金融業の顧客層」『大和総研調査季報』2019 年春季号(Vol. 34)(2019 年 4 月刊行予定)
- 金融庁(2018)「高齢社会における金融サービスのあり方」(中間的なとりまとめ)
- 宮本佐知子(2007)「富裕層の実像を探る」『資本市場クォータリー』2007 年秋号、pp. 218-229、 野村資本市場研究所
- 森駿介・土屋貴裕(2017)「相続資産の移転と地域のリテール金融市場の将来」『大和総研 調査季報』2017 年夏季号(Vol. 27)、pp. 76-89
  - https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20170901\_012256.html
- 森駿介 (2017)「高齢富裕層はどこにいるのか」大和総研レポート (2017年9月15日付) https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20170915\_012300.html



### 【参考資料】近畿地方・北陸地方以外の地方圏の高齢富裕層の分布

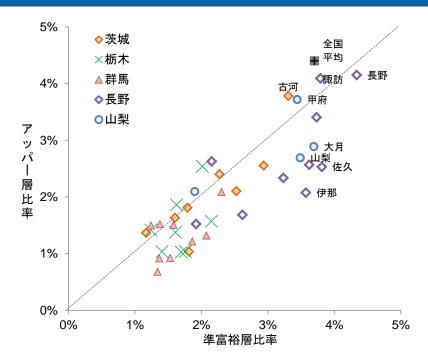
#### 図表7 高齢富裕層比率(北海道地方)



(注1)「アッパー層比率」は、相続税の基礎控除額の引き下げ前にも課税対象となる水準以上の資産を保有する層の比率を表す。「準富裕層比率」は、基礎控除額の引き下げ後に初めて課税対象となる程度の資産を保有する層の比率を表す。 (注2)破線は45度線。

(出所) 札幌国税局、仙台国税局、厚生労働省より大和総研作成

#### 図表8 高齢富裕層比率(北関東地方等)

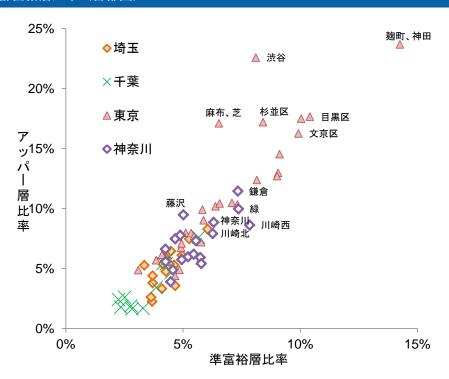


(注1)「アッパー層比率」は、相続税の基礎控除額の引き下げ前にも課税対象となる水準以上の資産を保有する層の比率を表す。「準富裕層比率」は、基礎控除額の引き下げ後に初めて課税対象となる程度の資産を保有する層の比率を表す。 (注2)破線は 45 度線。

(出所) 関東信越国税局、厚生労働省より大和総研作成

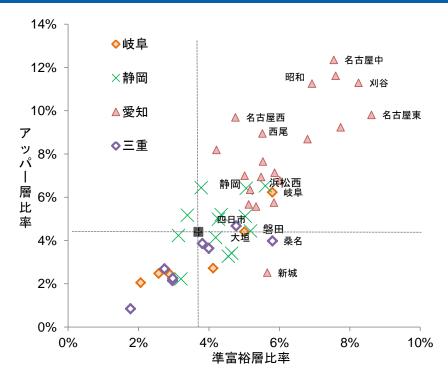


#### 図表 9 高齢富裕層比率(首都圏)



(注)「アッパー層比率」は、相続税の基礎控除額の引き下げ前にも課税対象となる水準以上の資産を保有する層の比率を表す。「準富裕層比率」は、基礎控除額の引き下げ後に初めて課税対象となる程度の資産を保有する層の比率を表す。 (出所)東京国税局、厚生労働省より大和総研作成

#### 図表 10 高齢富裕層比率(中京圏)

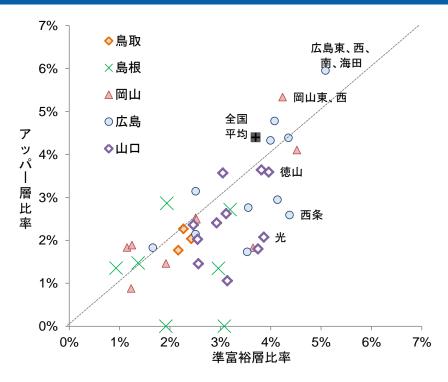


(注1)「アッパー層比率」は、相続税の基礎控除額の引き下げ前にも課税対象となる水準以上の資産を保有する層の比率を表す。「準富裕層比率」は、基礎控除額の引き下げ後に初めて課税対象となる程度の資産を保有する層の比率を表す。 (注2)破線は全国平均。

(出所) 名古屋国税局、厚生労働省より大和総研作成



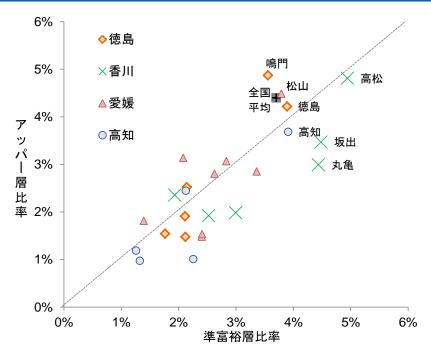
#### 図表 11 高齢富裕層比率(中国地方)



(注1)「アッパー層比率」は、相続税の基礎控除額の引き下げ前にも課税対象となる水準以上の資産を保有する層の比率を表す。「準富裕層比率」は、基礎控除額の引き下げ後に初めて課税対象となる程度の資産を保有する層の比率を表す。 (注2)破線は45度線。

(出所)広島国税局、厚生労働省より大和総研作成

#### 図表 12 高齢富裕層比率 (四国地方)



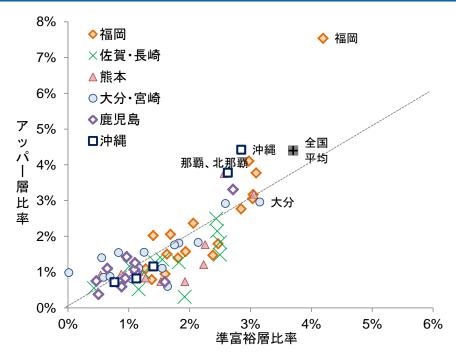
(注1)「アッパー層比率」は、相続税の基礎控除額の引き下げ前にも課税対象となる水準以上の資産を保有する層の比率を表す。「準富裕層比率」は、基礎控除額の引き下げ後に初めて課税対象となる程度の資産を保有する層の比率を表す。

(注2)破線は45度線。

(出所) 高松国税局、厚生労働省より大和総研作成



### 図表 13 高齢富裕層比率 (九州・沖縄地方)



(注1)「アッパー層比率」は、相続税の基礎控除額の引き下げ前にも課税対象となる水準以上の資産を保有する層の比率を表す。「準富裕層比率」は、基礎控除額の引き下げ後に初めて課税対象となる程度の資産を保有する層の比率を表す。 (注2)破線は45度線。

(出所) 福岡国税局、熊本国税局、沖縄国税局、厚生労働省より大和総研作成



## 「激変 地銀のビジネス環境」シリーズ・レポート

- No. 1 長内智、鈴木雄太郎 (2019)「地域銀行の貸出増加は長期的に持続可能か?~あらためて人口・企業動態の『今』と『未来』から読む」、2019年2月15日 <a href="https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20190215\_020630.htm">https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20190215\_020630.htm</a>
- No.2 市川拓也 (2019)「地域金融機関はシェアリングエコノミーにどう向き合うのか?~ 環境の変化は人口減少だけではない、新たな時代への対応が必要」、2019 年 3 月 26 日 https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/regionalecnmy/20190326\_020 709.html

